

手形・小切手発行手数料の改定について

山梨信用金庫（理事長：五味 節夫）は、令和 7 年 10 月 1 日（水）より、手形・小切手発行手数料を下記のとおり改定することといたしましたので、お知らせいたします。

金融業界では令和 9 年 3 月までに手形・小切手の全面的な電子化を目指しており、手形・小切手の使用量が減少するなか、安定的な決済機能を提供するため、手形・小切手の発行手数料を改定するものです。

当金庫は、今後も地域社会の一員として、お客さまの様々なニーズに対応できるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

1. 改定日

令和 7 年 10 月 1 日（水）

2. 手形・小切手発行手数料（消費税込）

手数料の区分			改定前	改定後
手 形	約束手形帳	1 冊（25 枚）	2, 200 円	5, 500 円
	為替手形帳	1 冊（25 枚）	2, 200 円	5, 500 円
小 切 手	小切手帳	1 冊（50 枚）	2, 200 円	5, 500 円

3. 代替サービスのご案内

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコスト削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。

お客さまにおかれましても、電子記録債権（でんさい）の利用およびインターネットバンキングでの振込といった電子的決済への移行をご検討いただけますようお願い申し上げます。

以 上



【本件に関するお問い合わせ先】

山梨信用金庫 事務部 事務集中課

午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（土・日・祝日、
12 月 31 日～1 月 3 日を除く）TEL 055-225-0212